第16期第4回 かながわ人権政策推進懇話会 議事録

日時: 令和6年8月6日(火) 14時00分~16時00分

場所:県庁東庁舎地下1階 B12 会議室

1 議題

(1)議題 困難な問題を抱える女性支援について

ア 「困難な問題を抱える女性支援について」 説明者:人権男女共同参画担当課長

イ 令和5年度 かながわ人権施策推進指針 取組状況報告について

(2) その他 事務連絡

2 議事録

○事務局

県の共生推進本部室長の富岡と申します。本間の後任で4月から室長を拝命して着任しております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、懇話会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。県では、先月の26日に津久井やまゆり園事件の追悼式を、相模原市や指定管理者であるかながわ共同会と一緒に執り行いました。意思疎通が図れない人は生きている価値がないという誤った考えで引き起こされた凄惨な事件を、8年経ちますけれども、二度と起こしてはならないと、さらに、誰もがその人らしくいきいきと生きていくことができる、ともに生きる社会、共生社会、これを作っていくというような決意を新たにしたところでございます。

新聞等マスメディアを見ますと障がい者の問題だけでなく、最近も様々な人権に関する話題であるとか問題が毎日のように数多く報道されております。そんな中で最近の動き、大きな動きの 1 つとして本年4月に、いわゆる女性支援法という法律が新たに施行されました。県も困難な問題を抱える女性等を支援するために、基本計画を策定して、早速取り組んでいるところでございます。

そこで本日は、この女性支援について、さらにはもう1つこれまでもご議論いただいているところかと存じますが、人権施策を広く取り扱っております県のかながわ人権施策推進指針、こちらの取組状況について県からご説明させていただきまして、この議論を通して、人権に関する理解を深めていきたいと考えております。2時間ほどとなりますが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

資料1について説明

○阿部委員

スライド 48 ページをご覧ください。これが、かながわ女性相談室という形で委託を受けている内容のことが、ここに表れていると思いますが、まず最初は昔のよしみで、古い県の職員の方と知り合いだったものですから、インクルージョンネットかながわという団体に、女性相談をやらないかと持ち込まれてきまして、えーっと言いながらもやってみようか、せいぜい電話程度でやるように思っていたのですけれども、かかってくる内容、相談を寄せられてくる中で、やはり電話で聞くだけでは、問題解決にならないだけではなく、相談者の納得が得られないということから、メールもSNSも電話相談の面接もやりますし同行もやるという、やれることは全部やってみようかなということで、やっていたら 4,000 件を超えて 5,000 件ぐらいになってきています。かなり大変だな、人も足りないなというようなことで、苦労しておりますけれども、ただ、女性相談に被害者とか困ったことの相談を、きちんと福祉や人権の視点で関わるというのは、日本で初めての法律なのです。

今までは売春防止法で悪い子を保護して矯正するという法律でした。それを、被害者の人権や福祉を重点に置いて、男女平等を目指しましょうという、これは本当に66年ぶりにできた法律ですので、名ばかりで終わらせたくないという気持ちは正直あります。ところが、各市町村がかなり戸惑いをもっているというか、要するに連携をどうしたらいいのか、それから間口がこんなに広がって、何でもかんでも相談に乗らなければいけないのかと。その通りです。何でもかんでも相談に乗る中に、本当の被害が、被害が何かがわからなくて、困っているということが複合的に出されていることは、実はその中に、肝心な被害の問題が含まれているということですね。

そういうことを見つけ出すためにも、是非、市町村の方で、女性相談支援員を増やして欲しい。会計年度任用職員で1年ごとの採用に、職員がビクビクしていたのでは、人の話もよく聞こえないと思いますので、やはり安定した労働条件を保障すべきだし、そういった体制を図るべきだと思います。それから、なかなか民間と自治体との連携というのは、どうやってやるのか、今のところかながわ女性相談室の方に丸投げです。警察から紹介された、自治体から紹介されたということで、丸投げされているのですけれども、でも丸投げではなくて一緒にやりましょうよ、一緒に取り組みましょうよと。そのためには、個人情報についてもご本人の了解を得て共有していきましょうということを進めたいと思うのですが、多少時間がかかると思いますけれども、県の指導、かなり強烈なリーダーシップをとって指導していただきたいということが意見です。よろし

くお願いします。

○炭谷座長

確かに、この法律は大変な、何でもやろうということで、大変画期的な法律で、私自身、この法律を読んだときに本当にこんなことができるのかと思いました。大変素晴らしい、理想的な法律なのですが、これはどのように県が具体化していくか、これは課題ではないかと。実際経験されているご意見でした。他にどうぞよろしくお願いします。

○澤田委員

今の阿部委員のお話も、すごく良いお話だったと思います。それで、質問したいのですけれど、女性支援員を 128 名で5名増やしたということでお話があったのですけれど、事前のヒアリングでも、正規職員にしてほしいというのがあったと紹介されました。この 128 名の中で、5名増やした方は、正規の職員の方なのでしょうか。

それと、もう1つは、民間団体の5団体に、ヒアリングをして今後の取組についてもお願いしているということなのですが、5つの民間団体が日ごろどのようなことをやられているのか、ちょっとお話を聞かせてもらいたいのと、それから3番目は、この推進調整会議というのは、どういう機能を持つのか、県の共生推進本部との違いですとか、それから先ほどは、DVの法定協議会と、一緒にやるという話だったのですけれど、その辺の調整会議のイメージを、もう少し詳しくお話をしていただきたいと思います。

○事務局

大きく3点、ご質問をいただいたかと思います。まず1点目、女性相談支援員、直近で県内128名と申し上げまして、県の配置の相談員を5名、今年度増員いたしましたとご説明しました。この128名の相談員ですけれども、神奈川県では現在すべての相談員は、会計年度任用職員という状況でございます。先ほど、計画策定に当たりましても、パブリックコメントや他の場面でも様々な場面で、正規職員として、女性相談支援の常勤職員の相談員を配置すべきだというご意見を、非常に多くいただいております。各市が配置する相談員については、それぞれの自治体の判断にはなりますが、県として配置をする相談員について、正規職員の配置が、どの程度必要なのかというのは、県としても検討を進めて参りたいと思っております。引き続き検討を進めて参りたいというのが、1つ目のご回答になります。

2点目でございます。民間支援団体にも、計画策定にあたりましてヒアリングを実施させていただきました。県にある民間支援団体が、どういった支援事業をされているのかというご質問だったかと思います。具体にどこの団体がということはなかなか申し上げられない部分もございますけれども、先ほど阿部委員にご紹介いただきましたように、県からの事業の委託を受けていただきまして、女性の総合相談を、非常にきめ細

やかに、電話だけではなくて様々なツールを使って、また面接でも、来ていただく面接だけではなくて訪問までしていただいて、相談者の近くまで行っていただいてご相談を受けていただくような、そういった事業であるとか、あともう1つ、先ほど女性自立支援施設ということで、女性支援の大きな柱の3つの機関の中にございましたけれども、そちらも指定管理で実施をしておりまして、民間団体にお願いをしております。それ以外にも、様々な相談支援を、DVに特化したような相談支援窓口をお願いしていたり、あと一時保護を基本は女性相談支援センターで実施をしておりますけれども、一部民間のシェルターにも、委託をお願いしているという部分もございまして、いろいろな場面で、民間支援団体にお力をお借りしているというのが本県の実情でございます。

3点目ですが、女性支援法で新たに規定をされました支援調整会議について、どういったものかというご質問をいただいたかと思います。先ほど私もご説明をしっかりとさせていただかなかったので、申し訳なかったというところなのですけれども、資料1の第5章のところ、35ページのスライドをもう一度見ていただきながらご説明をしたいと思います。

推進体制のところの右側に、かながわ困難女性等支援調整会議(仮称)ということで記載をしております。この支援調整会議については、女性支援法で規定をされた会議なのですが、国で役割として大きく3層提示しております。ただ必ず3層にしなければならないという訳ではないというガイドラインも、4月に入って出たところですけれども、まず1つめの1層目と書いてあるところが代表者会議です。これが多分一番大きな会議になると思いますけれども、地域における女性の実態であるとか、社会資源を把握して他機関との連携強化を図るということで、国では本当にいろいろな機関を例示に挙げております。女性支援に限らず、生活困窮の部門であるとか障害の部門であるとか児童養護の部門であるとか警察であるとか医療の分野であるとか、非常に幅広い方々と関係機関と連携を図るような会議を想定されております。

そして1つ飛ばして一番下側に、3層目の個別ケース検討会議とございます。こちらが本当の困難を抱えた女性自身のお一人おひとりの支援について考える会議体、ケースワークを考える、いわゆるケースカンファレンス、そういったイメージと承知しております。3層目につきましては、これまでも女性支援に際して、相談支援を中心にその方の支援に関わる、いろんな関係機関の方々と調整をしてきたということかと思いますけれども、さらに今回は本人の意向も踏まえるようにと記載されておりまして、現在進行形で開催をされているケースカンファレンスということでよろしいかと思います。

中ほどの2層目の実務者会議が実務者レベルでの支援に関わる関係機関との連携、また顔の見える関係性を作ると言われておりまして、すごく大きな会議というよりは 実務者のレベルで各地域でつくられていくような会議と考えております。本県では1 層目の代表者会議も開催したいということで、今構成メンバーを調整中でございます。 そして、2層目につきましては県の部分でございますと、各保健福祉事務所、保健福祉 圏域ごとにございまして、そこに女性支援相談員もおりますので、その地域で実務者の関係機関を集めるような会議体を設けていきたいという方向で検討しております。3 層目につきましては、先ほどもご説明をいたしましたとおり、お一人おひとりの女性の支援、ケースカンファレンスということでもう既に動いている会議を、国の方ではこの女性支援法の支援調整会議として位置づけているというところでございます。

もう1点、DV 防止法に基づく法定協議会との関連性でございますけれども、女性支援法の中でも DV による被害を受けた方も含まれるということで、一つ一つを切り分けていくことがなかなか難しいのではないかということで、一体のものとして動かしていきたいと考えております。一方で、DV に関しまして、個人情報を非常に慎重に取り扱わなければならない場面があろうかと思いますので、実務者会議を開催する保健福祉事務所とも意見交換をしていますけれども、DV の個人情報は実務者会議の場面では扱わないようにして個別ケース検討会議において必要な関係機関の方と連携をとるといった形で慎重にやっていきたいということで検討を進めている所でございます。ですので、先ほどの2番目の共生推進本部は県の中の庁内の連携会議にとどまりますので、そこが違うところということになります。

○澤田委員

またそのうち皆さんのお話を聞くことによって理解を深められると思います。ありがとうございました。

○炭谷座長

3層目の個別ケース検討会議は具体的には、既に行われているということですけれ ども、実際はどこでやっているのですか、相談員のところがやっているのですか。

○事務局

基本は相談員のいるところが中心になろうかと思います。また、女性相談支援センターで保護を行うといった場面ではセンターも中心になるケースがあろうかと思いますけれども、基本は女性相談支援員が入っていて、ということになります。

○炭谷座長

相当手間がかかるのではないかと聞いていて思いました。それでは、オンライン参加 の委員の方、ほかにございませんでしょうか。

○星野委員

SHIP の星野です。先ほどの総合相談は、とてもいいなと思って聞いておりました。 少しお伺いしたいのですけれども、資料の中の 10 ページの資料で、DV 被害について トランスジェンダーの女性は緑の枠に入っていますが、(トランスジェンダーの)男性が入っていないですが、オレンジの県でやるものには入っているという認識でよいでしょうか。

○事務局

9ページのスライドの対象者について、今ご確認いただいたかと存じます。9ページ目の右側の絵の緑色のところが女性支援法にもとづく対象者を表しておりまして、紫のDV防止プランの小さな枠と重なっている部分があります。女性支援法、法律の方ではDV被害を受けた方の女性の被害者と、トランスジェンダーの女性の方も女性支援法の方では含むと、配慮するということになっておりますので、緑色の中にはトランスジェンダーの女性の方まで含みます。緑色の部分からははみ出てしまうことになりますが、DV被害の方はセクシャリティ関係なく対象者でありますので、すべてのDV被害者の方を囲む形で本県の計画は策定をさせていただいている状況でございます。

○星野委員

分かりました、ありがとうございます。それともう1点お伺いしたいのですが、DVとは違うのですけれども、トランスジェンダーで男らしくとか女らしくとか典型的な性区分から外れるということで、親から虐待を受けることがありますけれど、18歳未満でしたら児童相談所が対象になってくるのですが、成人している人の場合、どこが窓口となってくるのでしょうか。

○事務局

対象者をどのようにとらえるかということになろうかと思いますけれども、少し見ていただくのに参考になるかと思いますので、先ほど私も説明するのにスライドを飛ばしてしまったところになるのですが、24 ページのスライドをご参考いただければと存じます。

様々な困難な問題を抱えた女性等ということになっておりますが、左側の上から2つ目、暴力(DVを除く)となっておりますけれども、配偶者以外の親族からの様々な暴力を受けている方、虐待も含むと思いますけれども、いらっしゃいます。そういった方も困難女性支援法は非常に幅広でございまして、法が定義するところは年齢、障害の程度、国籍等を問わないということになっておりますので、配偶者以外の親族からの虐待、暴力、精神的な暴力を受けられた方もこの法律の対象ということになります。先ほど18歳未満は児童養護の部門になると思うけれどもというお話をいただきましたが、そのとおりでございまして、女性支援法の対象にはなるけれども、より専門的な支援をする他施策の方が軸足になっていくということもあると思います。以上でございます。

○星野委員

もう一つ確認なのですが、トランスジェンダーの方への支援、施設利用について、例 えばトランスジェンダー女性で、戸籍上は男性の場合は施設入居できますか。

○事務局

自立支援や一時保護の施設に、トランスジェンダー女性で戸籍上が男性の方の入所ができるのかということですが、実際のところ女性の保護を行う場面で、その方の戸籍の性別は何かということを調べておりません。ただ、女性を支援する施設ですので、外見上、男性の外見をお持ちの方が利用すると、他の女性の方が非常に不安を覚えらえる、男性に対して苦手な方が多くおられるということで、県の方では性的マイノリティの方を支援していただける民間のシェルターに協力をお願いしておりまして、どういった場所がよいか検討していくということになろうかと思います。

○小林委員

この法律の中で人権擁護委員はこの法律の施行に関し、女性相談支援センター及び 女性相談支援員に協力をするということになっておりまして、私たち人権擁護委員と してどういう協力ができるのかと、そういった部分を教えていただけますでしょうか。

○事務局

非常に幅広い人権に関する相談を受けていただいている人権擁護委員と女性支援の支援機関である女性相談支援センターや女性相談支援員との連携をどのようにしていくかいうお話でございました。具体的にどのような連携がというところですが、幅広い困難を抱えた女性をあらゆる関係機関で連携して支援するということからすると、幅広い人権相談を受けてくださっている人権擁護委員が困難を抱えた女性の方に接したときに、この方が女性相談の支援を受けて、ご自身の困難の解決に向けて支援をしていった方がよいのではないかという視点をお持ちいただいて、お住いの地域の女性相談支援員の窓口などにおつなぎいただく、そういったことをしていただくだけでも非常に連携が進むと考えております。

○尹委員

24 ページにありました、補足のところで、2、3質問したいのですが、ここに外国人かを問わないというところが、私たち外国人にしてみれば、この一文が本当にありがたいなと思います。女性であって、外国人であるという、重なっていろんな状況にいる者にとっては、この一文が本当にうれしかったです。同時に障害者の方もそうですし、年齢に関しては昨今売春とか買春とかの問題にとっては、定義で女性は何歳からなのかということが気になりました。もちろん 18 歳以上とか定義があると思いますが、こ

の売春買春の問題では低年齢化していまして、むしろ 18 歳だからじゃなくて年齢を問わないということがそこに含まれているのか、また、そういった相談があった場合にはどのようにつないでいくのかということをお伺いしたいです。機関の連携が重要になってくると思いますけれども、具体的なところをお知らせください。

それから、一番上の法が定義する状況に当てはまるというこの法というのは日本の 法律ということですか、国際法ということではないのですね。DV 被害にあう外国人の 女性は、またちょっと違う価値観とか宗教的なこととかという中で、どこまで支援でき るのかなと。ここで言うのは日本の女性支援法なのですかね。阿部委員がおっしゃって いましたけれども、いろんな相談の中で見えてくる部分もありますので、とてもいい施 策なのですけれども、具体的例があったらお聞きしたいと思います。

○炭谷座長

何でも包含する法律だと思うので、排除するものはないのではないかと思いますが、 いかがですか。

○事務局

座長のご指摘のとおりだと思っておりまして、法の定義が非常に幅広い、年齢すらないものでありまして、ご指摘のあったような性搾取の被害者が低年齢化している実情があるかと思いますが、その方が18歳よりも若い方であっても、この法律の対象になってくると思います。そういった18歳に満たない方を実際にどうやって支援していくかということになると、やはり児童相談所のかかわりは必須だと思いますので、児相と相談をしながら女性支援で何をするべきか、どういった支援が必要か、連携して考えていくということになろうかと思います。阿部委員、もしご経験の中で具体的な例がありましたらお願いいたします。

○阿部委員

外国籍の人たちの相談というのは、一時は増えた後、コロナで下火になって、コロナが収まってくるころから相談が増加まではいかなくても、一定の件数はあります。会話的には成立しても、DV 防止法であるとか困難な問題を抱えた女性の問題について話すときは、やはり面倒くさい日本語を使わなければならず、通訳の方をどうしても配置する必要があるなと思います。県の方で外国人相談が13か国語体制をとっており、私たちも生活困窮者が母体となっておりますけれども、生活困窮者からの相談については住まいのサポートセンターにも通訳をお願いしたりして、なるべく正確に情報を伝えることを大切にしています。DV の相談も受けますし困窮の相談も寄せられてきますし、国籍は外国籍であるけれども日本で暮らしていて被害に遭われているのであれば対応しなればならないと思っています。

萩原委員何かありますか。

○萩原委員

実は前期男女審にいたので非常にハードな議論で作られた計画でもあり、実践が非常に期待されるなと思っています。先ほど県のリーダーシップをという話が出ましたが、そこの重要性と実際に動く市町村と、特に神奈川県は政令市が3つあって村まであるという意味でいうと、体力差が大きいのでエリアごとに大分ばらつきが出てくることをどうカバーするのか、自治体もそれぞれに支援計画を持っているので、そことの整合性というか、県がこうやってねと言うだけでなく、町が抱える事情を酌み取りながら、自治体の頭脳をどう支援するかというのが大事なのかなと思ったのと、今の立場、労働組合の立場で言うと、直接 DV だけではないですけれども、男性被害者をサポートする仕組みまでは割と計画に書かれるようになってきて、それは大事だと思いつつ、女性加害者のサポートはまだ難しくて、今までの仕組みは女性被害者・男性加害者の構成だったのですけれど、女性加害者という構図になったときにここをどう支援するかというのがなかなかなくて、働く現場のハラスメントも同じ構図を持っていて、今までの仕組みをひっくり返せば使えるわけではないということも分かってきたので、その辺りが今後どのように変わるか注目していきたいと思っています。

○炭谷座長

最初の問題点は事務局からも指摘がありましたが、第2点目の加害者としての女性 の問題についてはいかがでしょうか。

○事務局

加害者支援という視点、男性加害者も含めまだまだこれからかなと思っております。 なかなか相談をお受けする窓口としては、DV に悩む方向けの相談窓口という言い方で 設けていますが、そこから先どのようにサポートしていくか、まだこれから県として取 組を考えていかなければならないと思っております。

今年度、国の方でも国の補助金のメニューとして、加害者支援プログラム(国の打ち出したプログラム)を活用して支援を行う団体に補助金を出すという補助メニューが新たに立ち上がりました。そういった活動を行う団体に県を通じて補助金を出させていただきたいと今取り組んでいるところでございます。民間団体の率先した先駆的な活動も拝見させていただきながら、検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

桑原委員何かございますか。

○桑原委員

女性の問題は、僕はよく分からないのですが正直、市町村の役割分担ですか、36 ページの問題で、我々同和団体が市町村に行くとき、必ず男女参画課なりを通して話をしに行くのですけれども、今年もあったのですけれど、うちの場合、全日本同和会という名前がありますので、社会から抹殺されるような団体にとらえられがちなんですね。解放同盟に聞いても、いきなりご挨拶して、今日こういう形でごあいさつにきましたと言っても、相手方から返ってくるのは「今日テープを取らしてもらいます」と。「あなた方からの言葉はテープに残していいですか」と、まず聞かれます。僕はそのときいつも思うのですけれど、我々が町に相談に行ったときに、なんでそういうふうに迎えられるのかなと。

今日のテーマと違うのでしょうけれど、女性の問題も同じで、その市町村の役割によって、だいぶ差別的なものがあるのではないかと、僕はいつも強く感じています。我々同和団体は解放同盟と1年ごとに人権懇話会の委員も代わっています。僕は最後の任期だと思っているのですけれど、次回からは解放同盟の委員の方が来られると思うのですけれど、やはり同和運動を推進していく市町村の役割って何なんだろう、10年くらい前にできた基本法でも国や市町村の役割をうたっているけれど、冒頭でずいぶん失礼な挨拶を受けたなと感じています。女性問題でも同じように嫌な印象を受けることもあると思うのですけれど、頑張ってほしいです。我々もほんとに頑張りますので。県・市町村の役割もありますが、どんな意見でも相手側を尊重して話し合わないと前に進まないと思っています。

○炭谷座長

平成28年にできた法律の中でも地方自治体は部落差別の解消に努めなくてはならないと書いてあり相談にも応じるように書いてあるので、桑原委員のおっしゃるとおり市町村の態度はけしからんと、積極的に解決するような方向で動かなければいけないのではないかと思います。この懇話会でも引き続きご意見を伺っていきたいと思っております。

それでは、今日の案件はもう1つありますので、時間が残り30分でございますので、 説明のほうは簡単にお願いします。

○事務局

資料2の説明

本日が今期懇話会の最後となりますので、私の方から名前を呼びますのでお願いします。今のことだけでなく、懇話会全体のことでも構いません。

松本委員いかがでしょうか。

○松本委員

非常に様々な取組みを神奈川県においてやってくださっているということが今のご 説明でよくわかったのですけれども、ただ、説明のなかで、アンケートで基本的人権が 尊重されているとは思わないと回答された方の割合が多かったという指摘がありまし た。そこは憲法の教育ですとか基本的人権の教育ですとかで、今一度より一層の若い方 への教育ですとか啓発活動に取り組む必要があると感じましたので引き続きどうぞよ ろしくお願いいたします。

○炭谷座長

ありがとうございます。続きまして榎委員お願いいたします。

○榎委員

これまでどうもありがとうございました。私も松本委員と同じところで思いまして、 基本的人権が尊重されているかという(アンケートに対して)、数字が悪くなっている ことに対してどう考えるかということが重要だと思います。県はどう分析したのかな ということに興味があります。今後の懇話会での課題でもあると思うので、気を引き締 めて関わる人はやらないといけない思った次第です。

○炭谷座長

今のご質問の松本委員と榎委員の両方が言われた調査ですけれども、私はむしろもう1つ心配なのは「どちらともいえない」という回答も大変多くなってきていますので、これが最近の人権の調査だと「分からない」とかの曖昧な答えが多いということは、人権問題に対して関心が薄くなっているからではないかと思っています。イエス or ノーではなくて曖昧な答えが大変多いというのは、分析しなくてはいけないと思っております。

それでは続きまして佐藤委員お願いします。

○佐藤委員

私も拝見していて思っているのは、人権教育のところが私自身、神奈川県で様々な人権イベントを実施しているのかなと思いますけれど、相模原に住んでいて、相模原で見かけたイベントはなかなかないので、もっといろんな形で人の目の触れる場所にどの

ように踏み込んでいくのか考えていかなければならないと思いました。普段大学で、神奈川県で教育を受けてきた学生さんたちもおりまして、学生さんたちが過去に受けてきた教育の中で、人権をどのようにとらえてきたのか発言を促してみると、人権教育を受けた記憶がないですとか、そういう回答になる。なんかやったような感覚はあるけれども、記憶に留まらないということがアンケートの「どちらともいえない」という回答に結実していくのかなと思いました。教育の中に入りこんでいくこともそうですが、どこに引っかけていくのか、考えていかなければならないと思いました。以上です。

○炭谷座長

どうもありがとうございます。佐藤委員はわたしの仮説を裏付けるような大変心強 い思いがいたします。

続きまして鈴木委員お願いします。

○鈴木委員

淑徳大学の鈴木でございます。今期皆様にお世話になりました。私は障がい福祉が専門なのですけれども、今日の前段の話でもありました女性の(テーマの)ところで、障がいがあり、女性であるということは複合的な様々な生きづらさを生じさせられているということを痛感しています。その意味では人権課題として複合したという視点が大切だと思いました。以上でございます。

○炭谷座長

ありがとうございます。続きまして、高橋委員お願いします。

○高橋委員

私は今期で終了ということになります。いろいろなことを勉強させていただきました。神奈川県の人権施策として様々なことに取り組まれているというのはすごくよく分かりました。思ったこととしては、人権の問題はあまり県民の意識が変わらなかったりすることについては、自分のこととして思えるかということが、学生への教育をしていても思うが、当事者性を持っているか、自分の問題として意識しているのかな、というのが一番気になっているところです。その辺りを私も教育の中で取り組んでいかないといけないと思ったところです。もう1つとして、インターネットの人権侵害が陰湿であり、その広がりを危惧しています。最後に、次回からの懇話会の中に障害の当事者の方が入られるのは素晴らしいと思って聞いていました。今後も神奈川の人権施策が推進されるように願っております。ありがとうございました。

どうもありがとうございます。最後に小向委員お願いします。

○小向委員

今回も大変勉強になりました。本日伺った内容からは、特に人権の問題というのは、他の委員もおっしゃっていましたが、複合化・多様化しているなという印象を受けました。特に女性支援の話で、いろいろな問題を抱えていることに対応していくように取り組まれるようになったのは素晴らしいことですが、端的にいうと分かりにくくなるのは否めないなと。支援をするには「ここが問題なんだからここの支援をしなければならない」というメリハリも必要になってくるのかなと感じました。女性にいろいろな問題があるというのはよく分かるのですが、じゃあどの人にどの支援をするのか、今日の説明は非常に丁寧にしてもらえたのでわかったところは多いのですけれども、一般の人には伝わりにくいという懸念もあるので、施策は難しいのですが、きちんとメリハリをつけて、しかも取りこぼしのないように、難しい課題に引き続き取り組んでいただく必要があるのかなと感じたところです。以上です。

○炭谷座長

どうもありがとうございます。抜けていた論点ではないかなと思います。

まだまだ皆さんにお話をお伺いしたいところではあるのですけれども、予定した時間でございます。質疑はこれまでとさせていただきます。

<資料>

- ・第 16 期かながわ人権政策推進懇話会 委員名簿
- ・資料1 困難な問題を抱える女性支援について
- ・資料2 令和5年度 かながわ人権施策推進指針取組状況報告